

特定非営利活動法人の設立・運営の手引

（ 認 定 編 ）



令 和 5 年 3 月

福 岡 県

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
法附則	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）附則
NPO 法人	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規	法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所法	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所令	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所規	所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
相規	相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
組登令	組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
行手法	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
暴力団員不当行為防止法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
暴力行為等処罰法	暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）

～ 目 次 ～

第1章 認定NPO法人制度の概要

1	認定NPO法人制度	2
2	認定NPO法人	2
3	特例認定NPO法人	2
4	認定NPO法人等になることによるメリット	2
5	認定等の基準	3
6	欠格事由	3
7	認定等の有効期間等	4
8	認定等の窓口（所轄庁）	4

第2章 認定NPO法人制度について

I 導入編

1	認定NPO法人等になるまでのフロー	7
2	認定等申請手続	8
3	事前チェックシート	9
4	確認させていただく資料（例）	23

II 解説編

1	認定手続等の概要	25
2	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続	26
	（1）認定を受けようとする場合	
	（2）特例認定を受けようとする場合	
	（3）認定の有効期間の更新を受けようとする場合	
	（4）認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務	
	参考1（実績判定期間）	
	参考2（認定を受けるための申請書及び添付書類）	
3	認定等の基準の概要	85
	（1）認定等の基準の概要	
	（2）欠格事由の概要	
4	認定NPO法人としての認定を受けるための基準	89
5	特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準	101
6	欠格事由	102
7	認定NPO法人等の税制上の措置	104

第3章 認定NPO法人の管理・運営について

1	認定NPO法人等の報告義務	111
	（1）事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	
	（2）助成金の報告	
	（3）その他の報告等	

- 2 認定NPO法人等の情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
 - (1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）
 - (2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）
- 3 認定NPO法人等に対する監督等・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
 - (1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査
 - (2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等
 - (3) その他の事業の停止
 - (4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し
 - (5) 罰則

第4章 合併法人に係る認定等の基準の適用について

- 1 合併法人に係る認定等の基準の適用・・・・・・・・・・・・162
- 2 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合・・・・・・・・162
 - (1) 実績判定期間
 - (2) 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定
- 3 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合・・・・・・・・・・・・166
 - (1) 実績判定期間
 - (2) 法人の合併前の期間における認定等の基準への適合の判定
- 4 認定NPO法人等が合併した場合・・・・・・・・・・・・・・169
 - (1) 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合
 - (2) 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合
 - (3) 合併の認定の申請
 - (4) 実績判定期間及び認定基準

～ [Q & A] 目 次 ～

第1章 認定NPO法人制度の概要

- (問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。・・・・180
- (問2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。・・・・181

第2章 認定NPO法人制度について

- (問3) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認・・・・182
が行われますか。
- (問4) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。・・・・183
- (問5) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。・・・・183
- (問6) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。・・・・183
- (問7) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を・・・・183

行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。

- (問8) パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。・・・184
- (問9) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてよろしいのでしょうか。・・・184
- (問10) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてもよろしいのでしょうか。・・・184
- (問11) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。・・・185
- (問12) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。・・・185
- (問13) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テスト（PST）の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。・・・185
- (問14) 認定NPO法人の認定基準（PST算定）における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。・・・185
- (問15) パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。・・・186
- (問16) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。・・・186
- (問17) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。・・・186
- (問18) パブリック・サポート・テスト（PST）について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要がありますか。・・・186
- (問19) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。・・・187
- (問20) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。・・・187
- (問21) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回・・・187

に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

- (問22) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。・・・188
- (問23) 条例による個別指定とはどのようなものですか。・・・188
- (問24) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすこととなりますか。・・・188
- (問25) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのでしょうか。・・・188
- (問26) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。・・・189
- (問27) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。・・・189
- (問28) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。・・・189
- (問29) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること」とありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。・・・189
- (問30) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。・・・190
- (問31) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのでしょうか。・・・190
- (問32) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。・・・190
- (問33) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのでしょうか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのでしょうか。・・・190
- (問34) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの・・・191

- (法第47条第4号)とはどのような状態をいうのですか。
(問35) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続が必要ですか。 . . . 191

第3章 認定NPO法人の管理・運営について

- (問36) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等 . . . 193
が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。
(問37) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書 . . . 193
には、形式の定めはありますか。
(問38) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。 . . . 193
(問39) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定NPO . . . 194
法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を
経ずに取消しが行われることはありますか。
(問40) 事業年度の途中で役員親族割合基準を満たさなく . . . 194
なった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。
(問41) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二 . . . 194
度と認定を受けることはできないのでしょうか。
(問42) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのよう . . . 194
な制度でしょうか。

第4章 合併法人に係る認定等の基準の適用について

- (問43) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どの . . . 195
ように判定するのですか。